

令和7年度（2025年度）
鎌倉市3R推進事業奨励金交付制度事業マニュアル

1 鎌倉市3R推進事業奨励金交付制度について

鎌倉市では、3R推進事業（ごみの発生抑制、再使用及び再生利用を推進する事業）を積極的に取り組む自治会・町内会等に対して奨励金を交付しています。

3Rとは？

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会・循環型社会を構築していくための取り組みとその優先順位を表した言葉、「Reduce（リデュース）＝ごみの発生抑制」、「Reuse（リユース）＝ごみの再使用」、「Recycle（リサイクル）＝ごみの再生利用」のそれぞれの頭文字をとって、3Rといいます。

(1) 対象団体

鎌倉市地域のつながり課作成の「自治会町内会等名簿」に記載されている自治会・町内会などが対象です。

(2) 対象事業

- 事業1** 3Rに関する勉強会
- 事業2** 3Rを推進する独自の啓発事業
- 事業3** クリーンステーションに関する定期的な指導及び啓発事業
- 事業4** 生ごみの減量に関する勉強会及び独自の啓発事業

(3) 交付対象

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までに、(2)に規定する事業の2事業以上を実施した自治会・町内会に対して、奨励金を交付します。

※対象事業の詳細については、本マニュアル3ページ及び4ページに記載の「4 対象事業」をご確認ください。

2 奨励金の交付を受けるための手続きについて

(1) 事業計画書の提出

令和7年（2025年）6月30日（月）までに、「鎌倉市3R推進事業計画書」を、Eメール、ファックス、郵送または、直接、ごみ減量対策課に提出してください。なお、提出期限までに間に合わない場合は、事務担当までご相談ください。

※計画書の提出後、実施対象事業の件数に変更があった場合は、「鎌倉市3R推進事

業変更計画書」を提出してください。「鎌倉市3R推進事業変更計画書」は、市ホームページで入手できます。

(2) 実績報告書の提出

事業を実施後、「鎌倉市3R推進事業実績報告書」を提出してください。なお、今年度からすべての事業について、事業内容が分かる資料の添付が必要です。

提出時期は令和8年(2026年)2月末を予定していますが、詳細については、改めてお知らせします。

3 奨励金の交付について

(1) 交付額

以下の表のとおり、令和7年(2025年)4月1日時点の「自治会・町内会の世帯数を基準とした世帯数当たりの額」及び「事業の実施件数に応じた額」の合計を交付します。

自治会・町内会の世帯数	奨励金の交付額	
	世帯割 (年額)	実施件数割 (1件当たり)
200世帯以下	10,000円	3,000円
201世帯以上400世帯以下	20,000円	
401世帯以上600世帯以下	30,000円	
601世帯以上800世帯以下	40,000円	
801世帯以上1,000世帯以下	50,000円	
1,001世帯以上1,200世帯以下	60,000円	
1,201世帯以上1,400世帯以下	70,000円	
1,401世帯以上1,600世帯以下	80,000円	
1,601世帯以上1,800世帯以下	90,000円	
1,801世帯以上2,000世帯以下	100,000円	
2,001世帯以上2,200世帯以下	110,000円	
2,201世帯以上	120,000円	

鎌倉市3R推進事業奨励金交付要綱 別表第1

(2) 交付方法

令和8年(2026年)5月末までに、実績報告書に記載の銀行口座に振り込みます。

4 対象事業

今年度から、対象事業の区分に変更があります。

事業1、事業2、事業3及び事業4のうち、2事業以上を選択してください。事業1、事業2及び事業4については、それぞれ2件まで小事業を選択できます。事業3は、今年度中に4回以上実施し、1件となります。奨励金の交付対象件数上限は、4件となります。

事業1 3Rに関する勉強会

【対象となる小事業の内容】

●市職員を講師とした、ごみ施策や分別に関する説明会

- ・申込みの際は、下記 **市職員を講師とした説明会について** をご確認ください。

●市が作成したごみ施策や分別などに関する説明動画の視聴

- ・説明動画は、夏頃に公開予定です。公開後、改めてお知らせいたします。

●自治・町内会でのごみの分別に関する勉強会や意見交換会

- ・鎌倉市公式 note（下記QRコード）にて、戸別収集や資源物の分別・資源化についての情報を、市から発信しています。勉強会にご使用ください。



◀鎌倉市公式 note「ナルホド事始め | そらうみまちきれい」
(<https://kamakura-city.note.jp/m/m85438a7c6f2b>)

●廃棄物減量化等推進員などを講師とした勉強会

- ・廃棄物減量化等推進員による勉強会は、廃棄物減量化等推進員が講師となって、自治会・町内会向けに実施する勉強会などが対象です。市が推進員に対して主催する会合への出席のみでは、交付の対象になりません。

市職員を講師とした説明会について

- ・令和7年度説明会の議題は、「資源物とごみの分別について」です。
「戸別収集についての説明会」を希望の場合は、戸別収集担当：0467-40-5542 にお申込みください。なお、「戸別収集についての説明会」は、3R奨励金交付対象事業にはなりません。
 - ・質疑応答を含め約45分です。
 - ・開始時間は、①9時～②11時～③13時～となります。
 - ・予約は、ごみ減量対策課にEメール (gomi@city.kamakura.kanagawa.jp)、電話 (0467-61-3396) または窓口（本庁27番）にて、受け付けます。
(申込日時が重複した場合は、先着順とさせていただきますので、ご了承ください)
 - ・計画書及び報告書の確認の都合上、令和7年(2025年)7月1日から令和8年(2026年)1月31日までの日程での予定をお願いいたします。
- ※来年度から市職員を講師とした説明会は、平日のみの開催とさせていただきます。

事業2 3Rを推進する独自の啓発事業

【対象となる小事業の内容】

- マイ皿やマイカップを用いた行事の開催
- バザー（不用品交換会、フリーマーケット）の開催
- 独自に作成したごみの分別に関する会報の回覧
- お祭りでごみの分別啓発コーナーの設置 など

事業3 クリーンステーションに関する定期的な指導及び啓発事業

令和7年度に、4回以上実施した場合に対象となります。

- ・ごみ出しのマナーが悪いクリーンステーションの見回り、指導
- ・ごみの分別間違いが多いクリーンステーションに正しい分別を啓発する張り紙の掲示
- ・クリーンステーションへの不法投棄に対する指導 など

※環境保全課で実施する「鎌倉市まち美化活動」としての清掃活動は、この事業の対象となりません。

事業4 生ごみの減量に関する勉強会及び独自の啓発事業

【対象となる小事業の内容】

- 家庭での生ごみ減量の工夫（生ごみの水切り、計画的な食料品の購入）に関する勉強会
- 生ごみ処理機の利用者による使用方法についての勉強会
- 生ごみ処理機の実践紹介や利用者の感想などをまとめた独自資料の配布
- 生ごみを家庭で処理する方法（土に埋める等）についての勉強会
- 自治会・町内会で作成した生ごみ処理機についての掲示物の掲示

※生ごみの減量に関する勉強会は、**事業1**と同日に市職員が説明した場合、交付の対象になりません。

対象外の事業

- 子供会や老人会による事業など、一部の自治会・町内会員のみが参加する事業
- クリーンデー（鎌倉市まち美化活動奨励金）における清掃活動など、清掃を目的とした事業
- 補助金の交付を受けたリユース食器の使用など、市の補助等を受けている事業。ただし、貸与を受けた生ごみ処理機を用いて勉強会等を行う場合は、交付の対象となります。